

公的統計の品質管理の取組について

令和2年11月26日
統計委員会 統計作成プロセス部会事務局

I 公的統計の品質確保に向けたこれまでの取組について

国際機関等における先行事例やISO 20252規格を基に策定された日本品質管理学会規格を踏まえ、公的統計の品質保証に関するガイドライン（品質保証ガイドライン）を策定・充実し、統計作成プロセスに関連する各種ガイドライン等も活用して、統計作成プロセスの標準化、改善を始め、品質確保に向けた取組を推進。

⇒今般の新たなミッションもこの延長線上の取組

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定。第Ⅰ期基本計画）に基づく取組

取組の充実

- 第Ⅰ期基本計画においては、I M F データ品質評価フレームワーク（D Q A F）等を基に、統計の品質表示を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドライン策定がミッション
- 利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価（**プロダクト評価**）・改善を通じた、有用性及び信頼性の確保向上を目指す「**品質保証活動**」（Quality Assurance）を推進するため、**公的統計の品質保証に関するガイドライン（品質保証ガイドライン）**を策定し、平成23年4月から本格運用を開始

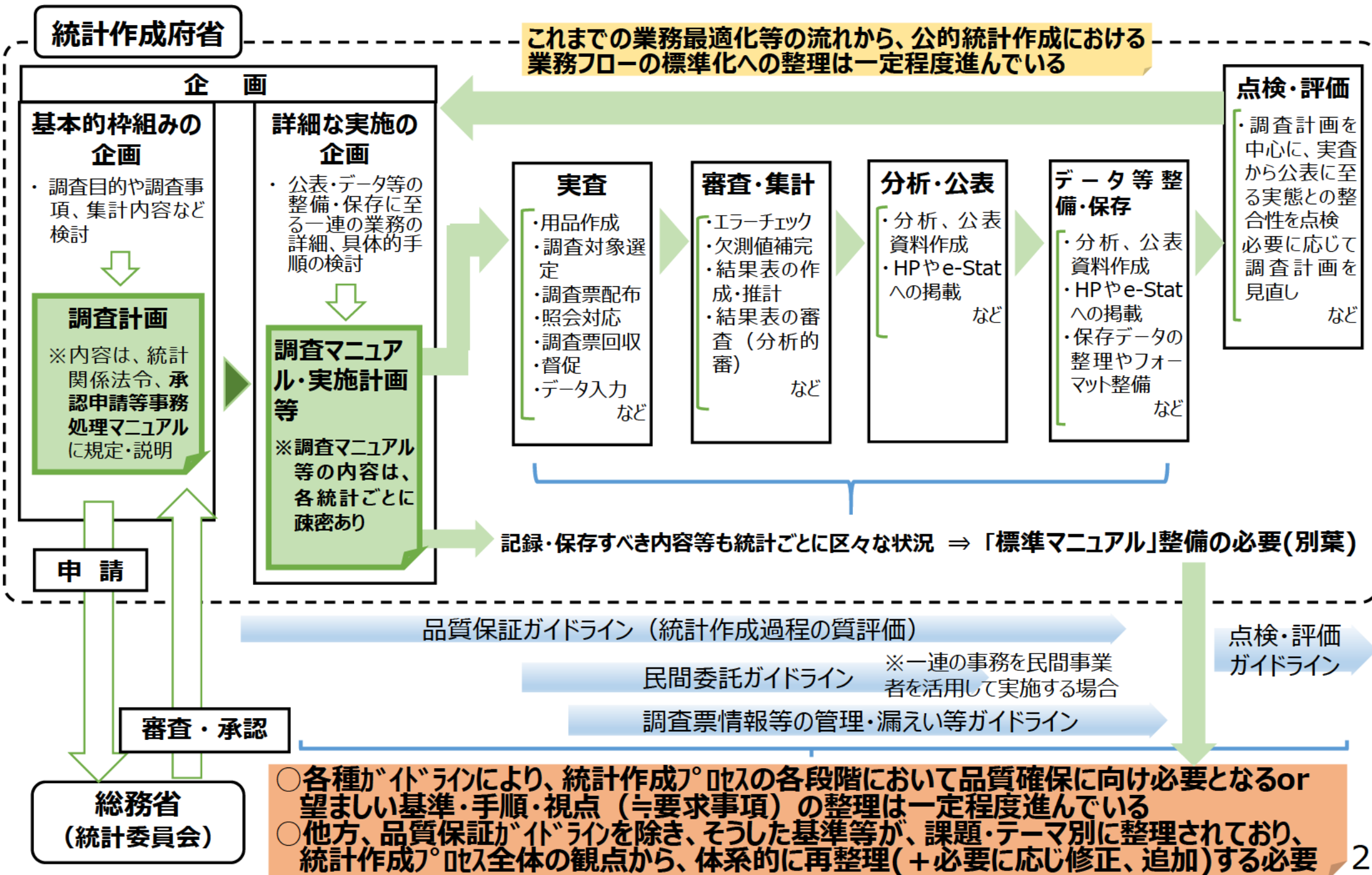
「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月閣議決定。第Ⅱ期基本計画）に基づく取組

取組の展開

- 第Ⅱ期基本計画においては、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、公的統計へのプロセス保証を、品質保証ガイドラインに導入する方向での見直しがミッション
- 日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」を踏まえて、品質保証ガイドラインに、「統計調査の実施過程の質評価」（プロセス評価）に関する取組（自己評価）を追加し、平成28年4月から本格運用を開始

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月閣議決定。第Ⅲ期基本計画）に基づく**今般のミッション**

【参考】 基本的な公的統計の作成プロセス



【参考】「統計調査の実施過程の質評価」に関する評価事項の概要

I 調査業務を適正かつ確実に遂行するための基本原則

…… 1.組織と責任、2.調査の秘密保持・保管、3.記録に関する一般、など

II 調査の企画管理

…… 1.業務の委任・委託先への指示・説明、2.調査票の変更、など

III データ収集

…… 1.調査票収集業務の実施状況の把握、2.情報通信技術を用いた調査情報等の収集、など

IV データの管理と処理

※ 14項目のうち7項目は調査員調査に係るもの

…… 1.調査票（紙）又は調査票データの訂正、2.調査票データの正確性等の確保、など

V 調査報告書

IV データの管理と処理

2. 調査票データの正確性等の確保（抜粋）

【評価事項】

機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成について、そのデータの正確性等を担保するため、必要な処理基準を定めているか

【チェック事項】

・ 機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成について、そのデータの正確性や処理の迅速性等を担保するため、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法など、必要な処理基準を定めているか

【チェック事項における仕組み又は実施の例示】（抜粋）

- 手入力による調査票データの作成について、2人の入力業務担当者が同一内容を入力し、その結果を突合する（ベリファイチェック）等の処理基準を仕様書に規定
- 手入力による調査票データの作成について、入力業務担当者以外の者による入力値確認等を作業手順として規定
- 電子調査票において、調査項目の記入漏れチェック、記入内容間の整合性チェック等の機能やそれらチェックの処理時間等の性能について処理基準を作成

具体例

○実査部分（特に調査員調査）に重点。

○自己評価のためのガイドライン（ex「必要な処理基準」の内容の判断）であり、第三者チェックに対応する基準等としていく必要

【参考】日本品質管理学会規格「公的統計調査のプロセス-指針と要求事項」の概要

1. 適用範囲 ⇒ 公的統計調査（基幹統計調査・一般統計調査）
2. 引用規格 ⇒ 調査票情報等の管理及び漏えい等の対策に関するガイドライン、など
3. 用語と定義 ⇒ ISO20252、ISO3534-4、JSQC-Std00-001、など
4. マネジメントシステム ⇒ 4.1 組織と責任、4.2 調査の秘密保持、4.3 記録に関する一般、など
5. 調査の企画管理 ⇒ 5.1 公的統計調査に関する指示・説明、5.2 標本抽出、など
6. データ収集 ⇒ 6.1 一般、6.2 指導員・調査員の管理、募集・採用及び教育・訓練、など
7. データ管理と処理 ⇒ 7.1 一般、7.2 紙の調査票のデータ入力、など
8. 公的統計調査プロジェクトの報告

具体例

7. データの管理と処理

7.2 紙の調査票のデータ入力（抜粋）

7.2.1 業務仕様書

【要求事項】（抜粋）

統計作成府省又は受託事業者は、ロジックチェックを行いながらデータ入力する場合、事前に組み込まれたロジックチェックに関する内容を記録し、かつ入力に先立ち、テストを実施しなければならない

統計作成府省又は受託事業者は、テストの性質、及び得られた結果を、記録しなければならない、など

7.2.2 紙の調査票からのデータ入力検証

【要求事項】（抜粋）

受託事業者は、データ入力の一定割合以上について、体系的な方法で検証を行わなければならない。受託事業者が実施するデータの入力検証の割合は、ロジックチェックを行いながらデータ入力をした場合は入力数の最低5%とし、単純データ入力の場合は入力数の10%とする。

受託事業者は、オペレータ全員の業務を検証するための体系的な方法による業務手順を定めなければならない。また検証は、入力した本人以外の者が担当しなければならない

○ 要求事項が一律に規定されているため、重点的に対応すべき事項（あるいは Shall/Should の区別）を明確にする必要

統計作成プロセス監査の「要求事項」・「方針」（今後の課題、論点の現時点の整理）

【ISOやJISなどの規格認証】

平行

【統計作成プロセスの第三者チェック(監査)】

製品の品質や安全性などに直接関わる「**認証（適合性評価）の基準**」（製品要求基準）[JISY20252など]

認証スキーム（MRSPC）

認証機関と認証依頼者との合意による「**認証の仕方の基準**」（要求事項の追加を含む。）

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1.適用範囲 | ②認証対象サービスの成果物の評価 |
| 2.関係文書 | ③評価方法 |
| 3.用語と定義 | ④審査工数 |
| 4.本認証制度の構成 | ⑤不適合の扱い |
| 5.認証範囲 | 11.認証に関する決定 |
| 6.製品認証システム | 12.審査員に対する要件 |
| 7.認証の有効期間 | 13.認証マークの取り扱い |
| 8.サーベイランス | 14.苦情に対する対応 |
| 9.再認証 | 15.認証されたサービスのクライアント及び第三者からのアクセス |
| 10.評価 | |
| ①サンプリング条件と評価 | |

認証機関の遂行能力に関する「**認定の基準**」
[ISO/IEC17065（Guide 65）]

要求事項（必要となるor望ましい基準・手順・視点）

- 品質保証がITラインを中心に各種ITラインの内容をベースとし、体系的に再整理、あるいは修正・追加（「標準マニュアル」整備の取組とも連携）
- 各府省の現状も踏まえつつ、「重要性」に応じ「要求度合い」を区分（ex「必須」「推奨」）

方針（基準の適用（適合）の仕方・実施方法等）

- **趣旨・目的：**
要求事項に係る現状確認を通じ、利用者に信頼を与え、統計作成プロセスの水準の段階的な向上を図り、各府省の公的統計の品質確保・改善を支援
 - **対象：**個々の統計単位（サービスプロセス＋マネジメントシステム）
 - **範囲※**
 - **頻度・タイミング※**
 - **体制※：**「統計監理官」中心（Cf認証機関）
 - **「統計監理官」の任命**（Cf認定機関）、資質要件、育成等※
 - **チェックの仕方（方法、結果の評価方法・取りまとめ・提示、決定手続etc）**
各府省の自己チェックを前提
 - **結果の処置・フォローアップ※**
 - **結果の公表・範囲※** など
- ※については、試行実施の結果を踏まえつつ決定